

振動に関する労働安全衛生関係法令

労働安全衛生法（抄）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一（略）
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三～四（略）

労働安全衛生規則（抄）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。
- イ～ホ（略）
- ヘ さく岩機、鉛びょう打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト～カ（略）
- 三（略）
- 2～3（略）

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- 一～七（略）
- 八 胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかつている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務
- 八の二 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
(前号に掲げる業務を除く。)
- 九～三十七（略）

(有害原因の除去)

第五百七十六条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発散し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

チェーンソーの規格（抄）

(振動の限度)

第一条 チェーンソー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第三項第二十九号に掲げるチェーンソーをいう。以下同じ。）は、別表第一に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値が、二十九・四メートル毎秒毎秒以下のものでなければならない。

(表示)

第四条 チェーンソーは、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

- 一 製造者名
- 二 型式及び製造番号
- 三 製造年月
- 四 排気量
- 五 重量（のこ部を除き、かつ、燃料タンク及びオイルタンクが空である状態における重量をいう。）
- 六 振動加速度（別表第一に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値をいう。）
- 七 騒音レベル（別表第二に定める測定方法により測定された騒音レベルをいう。）

別表第一（第一条、第四条関係）

振動加速度の測定方法

- 一 測定条件は、次に定めるところによること。
 - （一）試験材は、次に定めるものであること。
 - イ 樹種は、ぶなであること。
 - ロ 無節部のものであること。
 - ハ 含水率は、十三パーセント以上十五パーセント以下のものであること。
 - ニ 支持物に固定されたものであること。
- （二）チェーンソーは、次に定めるものであること。
 - イ 標準装備のものであること。
 - ロ ソーチェーンは、十分に目立てられていること。
 - ハ 燃料及び潤滑油の量は、タンクの容量の四分の三以上であること。

二 気化器及び点火せんは、適切に調整されていること。

ホ 十分にならし運転されたものであること。

(三) チェーンソーのハンドルに、次により振動加速度ピックアップを取り付けること。

イ 取付け位置は、操作者が通常握る箇所に近接した位置とすること。

ロ 次に定める鋼片の両端を、スチールバンドにより、一メガパスカル以上の圧力で、取付け位置に締付け固定すること。

(イ) 長さは、三十一ミリメートル以上三十三ミリメートル以下であること。

(ロ) 幅は、十三ミリメートル以上十五ミリメートル以下であること。

(ハ) 厚さは、四ミリメートル以上五ミリメートル以下であること。

(二) 曲率半径は、二十七ミリメートル以上二十九ミリメートル以下であること。

ハ 締付け固定した鋼片の中央部に振動加速度ピックアップをねじ止めすること。

(四) きよ断は、次により行うこと。

イ 玉切り姿勢で試験材を玉切りすること。

ロ 内燃機関の回転数は、当該チェーンソーの内燃機関の常用回転数の九十八・五パーセント以上百一・五パーセント以下とすること。

ハ きよ断幅は、バーの有効長の七十パーセント以上八十パーセント以下とすること。

二 測定に用いる機器は、次に定めるところに適合すること。

(一) 振動加速度ピックアップ

イ 圧電式のものであること。

ロ 重量は、五十グラム以下であること。

ハ 上下、左右及び前後の方向を同時に測定できるものであること。

(二) 増幅器

減衰器の切替え誤差は、一デシベル以下であること。

(三) リアルタイム分析器

イ 三分の一オクターブバンド分析器であること。

ロ 減衰特性は、国際電気標準会議の p u b 二百二十五に適合するものであること。

(四) 回転計

イ 指示の誤差は、回転数の〇・三パーセント以下であること。

ロ 時定数は、〇・五秒以下であること。

ハ 非接触型のものであること。

ニ カウンターに接続できるものであること。

三 測定は、次に定めるところによること。

(一) 前ハンドル及び後ハンドルについて行うこと。

(二) 上下、左右及び前後の方向について行うこと。

- (三) 十二・五ヘルツ、十六ヘルツ、二十ヘルツ、二十五ヘルツ、三十一・五ヘルツ、四十ヘルツ、五十ヘルツ、六十三ヘルツ、八十ヘルツ、百ヘルツ、百二十五ヘルツ、百六十ヘルツ、二百ヘルツ、二百五十ヘルツ、三百十五ヘルツ、四百ヘルツ及び五百ヘルツを中心周波数とする三分の一オクターブバンドについて行うこと。
- (四) 次に定めるところに適合する状態で行うこと。
- イ 総合周波数レスポンスは、五ヘルツ以上千五百ヘルツ以下の範囲において、許容偏差一デシベル以内の平たんな特性であること。
- ロ 複合振動特性は、指示値が同一となる二の振動を同時に入力したときの指示値が、一の振動を入力したときの指示値より二・七五デシベル以上三・二五デシベル以下の範囲で大きいこと。